



買主様へ



やっぱり賃貸はもったいないと思いませんか？

- 1 事業をやっていて住宅ローンを組みたくない。
- 2 離婚が確定したけれど、住宅ローンが残ってしまう。
- 3 既に住宅ローンを組んでるので、新しく住宅ローンが組めない。
- 4 今、借りている一戸建てをそのまま買いたい。
- 5 申告額が低くて、住宅ローンが組めない。でも、月々なら多めに払える。
- 6 現在、住宅ローンが組めないけれど、数年後ならローンが組める。



不動産割賦(月賦) 売買だからこそ 可能になります!

- 1 掛け捨て(家賃)と違い、割賦(月賦)売買は売買金額に充当致します。(月々減っていきます)
- 2 自己資金や頭金などの貯蓄が無くても購入する事が可能です。
- 3 個人信用情報に問題がある(破産、債務整理、過払請求等)方でも購入が可能です。
- 4 月々の支払が売買金額に充当する為、生活モチベーションが下がりにません。
- 5 自由にリフォームやペット、ガーデニング等、することが可能です。

住宅ローンに代わり、割賦(月賦)売買支援制度が第三の選択肢へ

- 1 中古住宅、中古マンション等の割賦(月賦)売買を普及、促進致します。
- 2 事務所、店舗及び併用住宅にも対応可能です。
- 3 一棟売アパート、投資向けマンションにも対応可能です。
- 4 土地(農地、山林、雑種地等)だけの売買も可能です。
- 5 買主様が一般個人様だけではなく、法人様も制度の利用が可能です。

企画・開発
運営・管理

一般社団法人
全国不動産ソリューション協議会

本部: 〒176-0022 東京都練馬区向山1-13-2 アサミビル3F
高崎支部: 〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町367-1 オリヴィエビル5F Tel.027-370-2290 Fax.027-370-7131

まずはお気軽にお問合せ下さい!

0120-901-510

MAIL info@jres.jp.net